

船橋市要保護世帯緊急援護資金貸付金事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、船橋市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、貸付の実施に関し必要な事項を定める。

2 目的

本市で生活保護を申請している要保護世帯であって、扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要がある世帯に対し、要保護世帯緊急援護資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、これらの世帯の生活の安定を図ることを目的とする。

3 資金の運用

資金の運用は、生活支援課において行う。

4 資金の管理

資金の管理は、生活支援課長名義の預金口座により行う。

ただし、直ちに貸付を行う必要がある事態に備え、必要な最小限の範囲内で現金による保管を行うことができるものとし、現金は生活支援課内に設置された、施錠可能な金庫により管理を行う。

5 貸付の対象世帯

要綱第2条に定める貸付の対象世帯は、生活保護の申請中の世帯で、生活が著しく困窮しており、扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要があると生活支援課長が認める世帯とする。

ただし、原則として生活保護申請時において、以下の状況にある世帯は貸付の対象から除くものとする。

- (1) 社会福祉協議会の臨時特別つなぎ資金もしくは緊急小口資金を利用でき、かつ臨時特別つなぎ資金もしくは緊急小口資金の貸付が行われるまでの間の生活費がある世帯。
- (2) 無料低額宿泊所入所者、入院患者及び介護施設入所者など、食事等の提供が受けられる状態にある世帯。

6 貸付の額

要綱第3条に定める貸付の額は、生活支援課長が、資金の貸付けを受けようとする世帯（以下「申請世帯」という。）の困窮の程度や世帯状況に応じ、必要と認める額とする。

7 貸付けの手續

- (1) 生活支援課長は、申請世帯から、「要保護世帯緊急援護資金貸付申請書」（第1号様式）（以下「申請書」という。）を受理する。
- (2) 生活支援課長は、内容を審査した結果、貸付けの必要が認められた場合は、貸付額を決定した上で、申請世帯に「要保護世帯緊急援護資金貸付承認書」（第2号様式）（以下「貸付承認書」という。）を交付し、貸付けの必要が認められない場合は、申請世帯に「要保護世帯緊急援護資金貸付不承認書」（第3号様式）を交付する。
- (3) 生活支援課長は、前項により貸付承認書を交付した世帯から「要保護世帯緊急援護資金借用書」（第4号様式）を徴した上で、資金の貸付けを現金による窓口払いで行うものとする。

8 償還の手續

- (1) 生活支援課長は、資金の貸付けを受けた世帯（以下「貸付世帯」という。）に対し貸

付けを行ったときは、速やかに調定を行ったうえで、貸付世帯に対し納入通知書を発行し、通知する。

(2) 貸付世帯のうち、生活保護の開始が決定された世帯は、最初の扶助費支給のときに、貸付を受けた額を納入通知書により一括償還しなければならない。なお、初回に扶助費の支給がなく、本人支払額が発生する世帯は、保護決定後速やかに一括償還しなければならない。

(3) 貸付世帯のうち、生活保護申請の却下が決定された世帯、又は生活保護申請を取り下げた世帯は、速やかに貸付を受けた額を納入通知書により一括償還させるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

要保護世帯緊急援護資金貸付申請書

船橋市長 あて

年 月 日

船橋市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱第5条第1項の規定により、緊急援護資金の貸付を申請します。

なお、貸付を受けた緊急援護資金については、下記の償還予定年月日に全額を一括償還します。

また、船橋市生活支援課が貸付事務のため、私に係る生活保護関係情報を利用することに同意します。

住所			
氏名（署名）			
生年月日		保護申請日	
貸付申請額	金 円		
貸付区分	(1) 単身世帯 15,000円以内 (2) 単身世帯 [居住地がはっきりしない者（ホームレス等）であって、居宅生活可能と認められる、金融機関口座を有していない者] 50,000円以内 (3) 単身世帯 [居住地がはっきりしない者（ホームレス等）であって、居宅生活可能と認められる、金融機関口座を有している者] 25,000円以内 (4) 2人世帯 30,000円以内 (5) 3人以上世帯 45,000円以内		
申請理由			
償還予定年月日	(1) 生活保護の開始が決定されたとき 最初の生活保護費受領日 (2) 生活保護申請の却下が決定されたとき (3) 生活保護申請を取り下げたとき		
遅延損害金	(1) 償還が指定期限までに行われない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、貸付額につき民法第404条に規定する利率の割合を乗じて計算した遅延損害金（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して支払うものとする。 (2) 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。		

要保護世帯緊急援護資金貸付承認書

年 月 日

様

船橋市長 

年 月 日付で申請のありました緊急援護資金の貸付について、下記の条件を付して、船橋市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱第5条第2項の規定により、承認します。

1 貸付承認額 金 _____ 円

2 貸付の条件

- (1) 当該貸付金は、毎日の生活費にあてる資金として貸し付けるので、計画的な消費に努めること。
- (2) 償還予定年月日に確実に返済すること。

担当：

第3号様式

要保護世帯緊急援護資金貸付不承認書

年 月 日

様

船橋市長 

年 月 日付けで申請のありました緊急援護資金の貸付について、下記の理由により不承認とします。

記

不承認理由

担当：

第4号様式

要保護世帯緊急援護資金借用書

船橋市長 あて

年 月 日

船橋市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱第5条第2項の規定により承認のあった緊急援護資金として、下記金額を借用しました。

なお、貸付を受けた緊急援護資金については、下記の償還予定年月日に全額を一括返済します。

住所	
氏名（署名）	
生年月日	
貸付申請額	金 _____ 円
貸付累計額	金 _____ 円
貸付区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 単身世帯 15,000円以内 (2) 単身世帯 [居住地がはっきりしない者（ホームレス等）であって、居宅生活可能と認められる、金融機関口座を有していない者] 50,000円以内 (3) 単身世帯 [居住地がはっきりしない者（ホームレス等）であって、居宅生活可能と認められる、金融機関口座を有している者] 25,000円以内 (4) 2人世帯 30,000円以内 (5) 3人以上世帯 45,000円以内
申請理由	
償還予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護の開始が決定されたとき 最初の生活保護費受領日 (2) 生活保護申請の却下が決定されたとき (3) 生活保護申請を取り下げたとき
遅延損害金	<p>(1) 償還が指定期限までに行われない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、貸付額につき民法第404条に規定する利率の割合を乗じて計算した遅延損害金（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して支払うものとする。</p> <p>(2) 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>